

介護保険見直し案了承

厚生労働省は19日、社会保障審議会の部会に、2024年度の介護保険制度改正に向けた見直し案を提示し、大筋で了承された。

介護事業者、経営状況がわかる財務の資料の公表を義務づけるほか、高齢者の介護の必要性を判断する審査会のオンライン開催を本格導入する方針も盛り込まれた。

一方で、一定の所得のある高齢者の保険料の引き上

げや、介護サービス利用時の自己負担（原則1割）が2割となる対象の拡大など、利用者らの負担増となる項目については、「遅くとも来年夏までに結論を得る」とし、部会で議論を継続することになった。

ケアプラン（介護計画）の有料化や、要介護1、2の高齢者への生活援助などを市区町村による支援事業に移行する案は、24年度制度改正では見送る。

議論は原則として3年に1度行われ、12月に基本方針を決定するのが慣例となる。負担増となるような重要な項目の結論が先送りされるのは異例だ。

部会では、「拙速な結論に至らなかつたことは評価したい」との意見があった一方、「先送りは許されない」「具体的な取りまとめに至らず非常に残念だ」との声も上がっていた。